

第1回水産流通適正化法に係る電子的な情報伝達手法に関する検討会  
(議事要旨)

- 日 時：令和3年7月29日(木) 15時00分～16時50分
- 場 所：オンライン(Zoom)
- 出席委員：別紙の名簿のとおり
- 当 方：五十嵐加工流通課長
- 議 題：水産流通適正化法に係る漁獲番号等の電子的な伝達方法の検討について

- 事務局から資料に沿って説明。
- 委員からの主な意見は以下のとおり。

(1) 電子化を検討するにあたっての各業界の現状について

- 電子化は将来目指すべき目標と理解しているが、規模の小さなところ、手書きのところ、電子化が進んでいるところと濃淡がある中で、誰も取り残さない、皆がついてこられる方法を構築していただきながら、その中で可能なところは発展的に、モデル的あるいは先進的に取り組んでいただき、それを参考にしながら徐々に進んでいき、誰も取り残さないということが肝要と考えている。現実的なところを踏まえてご検討いただきたい。
- 現状はほとんどアナログの世界となっており、電子化にあたって、各団体でシステム改修するという事は難しいかもしれないので、新しい仕組みが必要になると思われる。  
現場では、物量が多く、アナログでは限界があるので、ITによる伝達ということになると思われる。  
また、将来的な話として、電子化した情報の伝達にあたっては、既に導入されている販売伝票、販売システムと連動して進めることも検討すべきではないか。
- 将来電子化に移っていかなくてはならないことは十分理解しているが、電子化を一気に進めてしまうと、仲卸業者には取り残される事業者が出てしまうので、慎重に検討していただきたい。  
水産流通適正化法の目的は密漁品の国内流通を止めるということにあるはずで、基本的に中央卸売市場というのは、違法に採捕されたものは卸売業者が荷受を断っているため、仲卸業者は違法な水産物は流れてきていないと考えて業務を行っており、市場外での違法な漁獲物の流通について取り締まることが先ではないかという意見が多く出ている。

- 電子システムが簡単に実現できるのであれば、漁獲番号を申告するだけで輸出申請を継続できるなど、業務が楽になると思われるが、技術的に大変な面もあると考えられるので、よく検討して進めていただきたい。
- 小売業者の立場としては、情報を受け取り、保管することが必要になるが、小売、飲食には業態が様々あるので、伝票の管理方法が各社で異なることを考慮する必要がある。  
ある水産物にどういう番号が付与されているのかを自動的に把握できるようなシステムが実現するのか心配している。
- 漁獲番号等の伝達のためにシステム改修するのであれば、システムに新たに項目を設けなくてはならないと思われる。  
漁協のシステムの現状は、クラウドに載っているところが 50%ほどで、その他オフコン、オンプレミス、インターネットが繋がらないようなところもあり、徐々に対応しなければならないのではないかと。
- 産地市場でもタブレットを使った荷受の仕組みなどを使っているようなところは、電子化の敷居が低く、荷受番号の入力と伝達は容易と感じている。そうでない漁業協同組合については、ナマコ、アワビだけシステムを使っている業務となると複雑になってしまう。
- 漁業協同組合が販売システムを持っているかないかで対応が大きく変わるが、システムが導入されることで現場の作業が煩雑にならないよう、導入しやすく手間のかからない方法を模索する必要がある。
- 電子化は、必ず行わなくてはならないというのではなく、法律としては手書きで十分ということになっている。  
負担軽減を考えての電子化ということになるだろうが、いきなり高度なトレーサビリティの導入というのは無理があり、取引ごとの電子化というところまでが現実的ではないかと。

## (2) 電子化のためのシステム開発、導入について

- 仲卸業者に電子化を納得させるにあたり、費用負担について納得してもらうことが大変であり、システム導入にあたっては、国が全額負担するような形としてもらうことが議論の始まりと考えている。
- 既存システムに新しい項目を作るということになると、改修は大掛かりになる。

荷受した情報を販売に結び付けて、取引記録として残す場合は大改造になるが、備考欄を使用するという場合は、改修は不要ということになる。

納品書や通知書は、元々レイアウトがきつく、工夫して作っているため、そこに無理に項目を追加するより、別表を作った方が良いのではないかと考えている。また、流通スピードに対応するために、現場で伝票を渡すことにする漁協も出てくると考えられ、その場合はモバイルプリンター等が必要になる。

- 伝票を漁協の事務所で発行する場合、現場では手書きで発行して事務所でシステム入力する場合、アプリからデータを連携して出力する場合など、方法によって費用は変わってくるが、それぞれそれなりの開発規模になる。
- 全国の漁業者に対してスマホの普及率の調査を実施したところ、スマホの保有率が半分以下という結果になった。また、水場に近い所では使いにくいということもあるので、ハンディターミナルなど、他のデバイスの利用についても検討が必要と考える。
- 漁獲番号票をシステムで出力する方法について、システム化されているが、伝達は紙で行うことになる。通常は漁獲番号票が 1 枚渡されると思うが、販売先が複数になる場合にコピーを取るなどが必要となる。
- 漁獲番号票を渡すことが伝達であるという考え方はその通りだが、消費地市場の荷受業者は複数の出荷者から水産物を受け取って集荷し、分荷して複数の先に出荷しており、受け取った漁獲番号をそのまま渡すことというのはあまりないと思われる。荷口番号については、そこに含まれる可能性のある漁獲番号を管理してもらうことになる。

以上

水産流通適正化法に係る  
電子的な情報伝達手法等に関する検討会（第1回）  
出席委員

氏名	所属	出欠
和泉 雅博	日本事務器株式会社	出席
関口 実	一般社団法人全国水産卸協会	出席
竹葉 有記	全国水産物加工業協同組合連合会	出席
濱田 武士	北海学園大学教授	出席
堀籠 秀人	株式会社S J C	出席
三浦 秀樹	全国漁業協同組合連合会	出席
村上 篤志	株式会社西日本情報システム	出席
山崎 康弘	全国水産物卸組合連合会	出席
湯山 一樹	株式会社イトーヨーカ堂	出席